

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

「よくあるご質問」

＜事務取扱説明書 (C)指定設備導入事業について＞

No.	事務取扱説明書	分類	質問	回答
1	-	交付決定	複数社での共同申請の場合、交付決定通知書は補助事業ポータル上に登録されている事業者1と事業者2のどちらに発送されますか。	補助事業ポータルに登録された主体となる管理担当者宛に発送します。
2	P.9	交付決定	交付決定通知書はどのように送られてきますか。	郵送にて送付します。不在通知が投函された場合は、必ず郵便局へ連絡し再配達をご依頼ください。
3	P.6	交付決定	採択者向けWEBへはどのようにアクセスすればよいですか。	採択者向けWEBへアクセスするURLは交付決定通知メールに記載があります。
4	P.9	交付決定	交付決定通知書番号と申請書番号は異なりますか。	異なります。交付決定通知書番号は交付決定通知書に記載されている「SII」から始まり「-A」で終わる番号です。申請書番号は「BAA」から始まる番号です。
5	P.10	契約・発注	契約書の代わりに注文書・注文請書でもよいですか。	注文書・注文請書でも構いません。 ただし、注文書・注文請書を取り交わした場合は、必ず注文書と注文請書を1組とし、双方の写しをとっておいてください。 実績報告時に注文書、又は注文請書のいずれかの写ししか提出されていない場合は、有効な提出書類として認められません。
6	P.11	中間報告	中間報告として何を登録・提出する必要がありますか。	中間報告としては、以下を登録・提出してください。 ①補助金振込口座の登録、及び証憑書類の提出 ②既存設備写真、及びその他書類の提出 ※中間報告の詳細については、別途公開している「中間報告の手引き【口座登録】」、及び「中間報告の手引き【既存設備写真の提出】」を参照してください。
7	-	口座	補助金の受取口座について、名義の指定はありますか。	補助金受取事業者として登録した事業者1の名義であると判断できる口座を登録してください。
8	-	口座	補助金の受取口座を複数設定することはできますか。	補助金を複数の口座に分けて振り込むことはできません。 口座を1つ決めて登録してください。
9	-	口座	補助金の受取口座について、金融機関の指定はありますか。	SIIで金融機関は指定していません。 ただし、外部からの入金可能な口座を登録してください。
10	-	口座	当座預金のため、通帳がありません。 補助金受取口座の証憑書類は何を提出すればよいですか。	小切手帳や当座勘定照合表等、当座預金の口座番号が確認できる書類を提出してください。
11	-	写真撮影	設備の周囲に目印となるような梁などの固定物がない場合、どのように撮影すればよいですか。	撮影位置図面と合わせて設備の設置場所が特定できるように、設備の全体像を撮影してください。 ※P.15以降、あるいはP.24以降の撮影例も参照してください。
12	-	写真撮影	既存設備写真の撮影にスマートフォンを使用してもよいですか。	画質に遜色がないのであれば、スマートフォンで撮影いただいても構いません。
13	-	写真撮影	設備写真を撮影する際、縦・横の指定はありますか。	縦・横の指定はありません。 なお、撮影した写真は設備設置写真証憑作成ツールに取り込んでください。 ※詳細については、P.12「写真の提出について」、及び別途公開の「中間報告の手引き【既存設備写真の提出】」を参照してください。
14	-	写真撮影	設備写真を撮影した後に明るさなどを調整してもよいですか。	撮影した写真が暗くて設備の全体像がはっきりと確認できない場合は、全体像が見えるように明るさを調整した設備写真を提出してください。
15	P.17	写真撮影	既存設備が壁に隠れており、外観から目視ができません。 どのように撮影すればよいですか。	既存設備が天井、壁等に隠れていたり、主装置部分のカバーが開けられない等の理由で撮影できない場合は、設備ではなく隠れている天井、壁等や、キュービクル等のカバーを閉めた状態の写真を撮影して設備設置写真証憑作成ツールに写真のデータを取り込んでください。 別途、写真撮影不可の旨とその理由を事前にSIIに連絡してください。 その後、設備の撤去時等で設備が目視できる状態になったら、既存設備の写真を改めて撮影し、速やかに提出してください。 ※詳細については、P.12「写真の提出について」を参照してください。
16	P.13, 23	写真撮影	設備写真を撮る際、補助対象外のものが写っていても問題ないですか。	複数の設備、又は補助対象外設備が写り込む場合、設備設置写真証憑作成ツールに写真のデータを取り込んだ後、作成ツール上で対象の設備をオブジェクトで囲ってください。 ※P.15以降、あるいはP.24以降の撮影例も参照してください。
17	P.19, 27	写真撮影	既存設備と導入設備の設置場所が同じ場合でも、「導入設備の設置予定場所写真」の提出は必須ですか。	「導入設備の設置予定場所写真」は、既存設備の設置場所と、導入設備の設置予定場所が異なる場合のみ提出してください。

No.	事務取扱説明書	分類	質問	回答
18	P.13, 23	写真撮影	設備写真はモノクロ写真でもよいですか。	モノクロ写真の提出は認められません。必ずカラー写真で提出してください。
19	P.13, 23	写真撮影	設備写真撮影の際、交付決定通知書番号を一緒に取り忘れてしまったのですが、後からデータ上で追記してもよいですか。	電子小黑板等の使用や、写真への加工により交付決定通知書番号を合成、追加する等は認められません。 交付決定通知書番号をA3用紙等に示し(印刷、又は手書き)、設備と一緒に写し込んでください。
20	P.4	提出書類	書類内容に誤りがあり、修正したい場合どのようにすればよいですか。	原則、正しい内容の書類を作成、入手してください。 補助事業ポータルから出力する書類は、必ず補助事業ポータルのデータを修正し、書類を再出力してください。
21	P.32	提出書類	「振込証明願」はどこでダウンロードすればよいですか。	採択者向けWEBからSIIフォーマットをダウンロードしてください。
22	P.31	支払い	支払い方法について、現金の手渡し、割賦・手形、クレジットカード、債権・債務の相殺等による支払いなどで支払いはできますか。	支払いは全て、金融機関を通じた振込にて行ってください。
23	P.31	支払い	支払いについて本補助事業分とそれ以外の取引が一括振り込みになる場合どのようにすればよいですか。	振込金額の内訳が明確に記載された請求書の内訳書を販売事業者から入手して提出してください。
24	P.32	支払い	経費はATMから支払ってもよいですか。	ATMで支払っても構いませんが、ATMから発行される振込明細書だけでは証憑書類として認められません。金融機関発行の振込証明書類(※)を入手し提出してください。 (※)振込証明書類は支払いの実績を示す証憑書類です。詳細はP.32「振込証明書類として有効か否かの判断について」を参照してください。
25	P.32	支払い	インターネットバンキングで振込をしたのですが、証憑となる書類を入手できません。	インターネットバンキングのウェブサイト等から証憑書類として有効な振込証明書類が入手できなかった場合は、金融機関より振込証明書類(金融機関の押印があるもの)を入手し、提出してください(SIIフォーマットを使用する場合は、採択者向けWEBより「振込証明願」をダウンロードし、金融機関の押印を取得して提出してください)。
26	P.33	工事・検収	設置完了日の定義を教えてください。	「設置完了日」は、設備の設置工事を完了しただけではなく、当該設備の検収(動作確認を含む)までを完了した日となります。
27	P.38	工事・検収	自社で設備工事を行ったのですが、設置完了証明書は必要ですか。	自社にて設備工事を行った場合においても、設置完了証明書は必要です。その場合には自社で作成してください。
28	P.38	工事・検収	自社で設置作業を行ったのですが、検収も自社で行っても問題ないですか。	検収を自社で行っても構いません(別途他社による検収を行う必要はありません)。
29	P.50	工事・検収	導入設備が未検収の場合はどうなりますか。	導入設備が設置されていても、未検収の場合は補助対象外となります。
30	-	変更手続き	設備の発注や設置工事に遅れが生じた場合はどうすればよいですか。	原則、2023年1月31日までに事業を完了させてください。 事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIにご確認ください。
31	P.34	変更手続き	事業者情報に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか。	変更となる情報をご確認の上、SIIにご連絡ください。
32	P.34	変更手続き	交付決定後に事業の継続ができなくなった場合、どうすればよいですか。	個別に状況をお聞きして判断しますので、SIIにご連絡ください。
33	P.34	変更手続き	手続担当の契約を破棄しました。申請情報の変更手続きは必要ですか。	個別に状況をお聞きしてお手続きを案内しますので、SIIにご連絡ください。
34	P.34	変更手続き	既存設備の登録情報に誤りがありました。どのような手続きが必要ですか。	個別に状況をお聞きしてお手続きを案内しますので、SIIにご連絡ください。
35	P.34	変更手続き	導入設備を変更したいです。変更は認められますか。	原則、交付決定を受けた設備の変更は認められません。 個別に状況をお聞きして判断しますので、速やかにSIIにご連絡ください。
36	P.34	変更手続き	代表者が変わりました。どのような手続きが必要ですか。	変更後の代表者を確認できる書類(商業登記簿謄本等)をご準備の上、SIIにご連絡ください。
37	P.51	変更手続き	処分制限期間内に、取得財産などを処分する場合はどうなりますか。	事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。まずはSIIにご連絡ください。
38	P.10	変更手続き	販売事業者について、交付申請時の販売事業者から変更してもよいですか。	原則、見積書を取得した販売事業者から購入してください。 やむを得ず変更が必要になる場合は、個別に状況をお聞きして判断しますので、SIIにご連絡ください。
39	P.49	確定検査	確定検査(書類検査)では何を確認するのですか。	提出された各書類を基に、補助事業実施内容の詳細・経理関連の処理状況等について確認します。
40	P.50	確定検査	確定検査(現地調査)では何を確認するのですか。	交付決定を受けた計画通りに設備が設置され、稼働しているか、また補助事業者が責任をもって現場状況を把握しているかを確認します。併せて、実績報告書等の保管状況も確認します。
41	P.51	補助金の支払い	補助金はいつ振り込まれますか。	実績報告後の確定検査にて補助金額を確定し、2023年3月31日までに振り込みます。

No.	事務取扱説明書	分類	質問	回答
42	P.51	補助金の支払い	補助金の支払いが完了したらSIIから連絡はありますか。	SIIから補助金の支払い完了の連絡はありません。 また、支払日に関する個々のご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
43	P.2	成果報告	成果報告に必要な書類はありますか。	提出書類等の詳細は別途公開の「事務取扱説明書Ver2.0」を参照してください。成果報告時には、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等(※)を用いて省エネルギー効果を報告いただきます。 ※計測機器の購入・設置は必須ではありませんが、可能な限り実測いただくことが望ましく、また導入設備や状況により計測機器の実測値を用いた報告が必要になる可能性があります。
44	-	その他	本補助金は、政治資金規正法に定められた政治活動に関する寄附制限(第22条の3第1項)の対象になりますか。	本補助金は適用除外であり、対象とはなりません。

<実績報告の手引きについて (C)指定設備導入事業について>

No.	実績報告の手引き	分類	質問	回答
1	P.57	提出書類	敷地が広大で建屋が多く、設備の設置位置が離れており、事業所のどの建屋か撮影位置図面だけで位置関係を示すことが難しい場合は、どうすればよいですか。	撮影位置図面だけでは事業所内での設置場所等の位置関係を示すことが難しい場合、事業所内でのおよその位置関係を示す補足図面等を追加添付してください。 ※指定のツールへの取り込みは不要です。指定のツールから印刷した撮影位置図面とともにご提出ください。